

[御意見募集要項]

1 意見募集対象

「航空機騒音に係る環境基準の改正について」
(中央環境審議会騒音振動部会騒音評価手法等専門委員会)

2 意見募集期間

平成19年5月17日(木)～平成19年6月15日(金) 必着
郵送の場合は同日消印有効

3 意見提出方法

[意見提出用紙]の様式により、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

- (1) 郵送 : 下記【意見提出用紙】の様式に従って提出してください。
- (2) ファクシミリ : 下記【意見提出用紙】の様式に従って提出してください。
- (3) 電子メール : 下記【意見提出用紙】項目に従い、テキスト形式で送付してください。(添付ファイルやURLへの直接リンクによる御意見は受理しかねますのでご遠慮願います。)

いずれの方法の場合も、件名として必ず「航空機騒音に係る環境基準の改正について(報告案)に関する意見」と御記入願います。

【意見提出用紙】

宛先：中央環境審議会騒音振動部会騒音評価等専門委員会事務局
(環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室内)

氏名：(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)：

職業：(企業の場合は業種)：

住所：〒

電話番号：

FAX 番号：

意見：<該当箇所>

(資料のどの部分についての意見か、該当箇所がわかるように明記してください。)

<意見内容>

<理由>

(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)

電話での御意見はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

御意見に対する個別の回答は致しかねますので御了承願います。

御意見は、日本語で御提出ください。

提出頂いた御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス等の個人情報を除き、すべて公開される可能性があります。御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別されうる記述がある場合、公開にあたって当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

4 意見提出先

中央環境審議会騒音振動部会騒音評価手法等専門委員会事務局
(環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室内)

電子メールの場合

電子メールアドレス：oto@env.go.jp

郵送の場合

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室内

中央環境審議会騒音振動部会騒音評価手法等専門委員会事務局あて

ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3593-1049

5 資料の入手方法

インターネットによる閲覧

環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/info/iken.html>)

事務局で直接配布

環境省水・大気環境局大気生活環境室において資料配付

場所：中央合同庁舎第5号館 23階 2313号室

郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、240円切手を添付した返信用封筒(A4版の冊子が折らずに入るもの。郵便番号、住所、氏名、「航空機騒音に係る環境基準の改正について」報告案に関する意見募集関係資料希望」を必ず明記)を同封の上、上記「4意見提出先」の郵送の場合の宛先まで送付してください。

なお、切手、封筒が同封されていない場合は受付しかねますので、あらかじめ御了承願います。